

## 中古住宅等活用促進広報業務委託仕様書

### 1 目的

良質で安価な住環境の整備を図るため、子育て世帯等や空き家所有者に対し中古住宅のメリットや空き家の利活用の可能性を周知し、中古住宅等の活用を促す効果的な啓発資料の作成や広報を実施する。

### 2 業務内容

受託者は、次に掲げる（１）から（４）の項目について、県と協議しながら、啓発資料・動画の作成、広報を行うこと。また、本仕様書に記載のない事項についても、本事業の受託者として決定した際の企画提案書に記載した事項のうち、県が指示するものについては実施すること。

#### （１）YouTube を活用した啓発用の動画の制作

##### ① ターゲット

- ・ターゲット 1：買い手（子育て世帯等向け）
- ・ターゲット 2：売り手（空き家所有者向け）

##### ② 内容

- ・ターゲット 1、ターゲット 2 の各ターゲットに対応した動画 2 種類（各 10 分程度）を制作すること。
- ・ターゲット 1 については、新築住宅購入・中古住宅購入の資金シミュレーションやリノベーション事例などを紹介するなど、中古住宅の魅力を周知し、住宅購入時の住まい選びに中古住宅という選択肢を増やすよう意識啓発を図る動画とすること。
- ・ターゲット 2 については、空き家を所有し続けるデメリットや空き家の売却により得られる利益などを周知し、速やかに空き家の売却を促す内容とした動画とすること。
- ・制作した動画は、県公式の YouTube チャンネル、TikTok、他 SNS 等で配信するため、これらの動画配信用に編集したものを県の指定する方法で納品すること。

#### （２）テレビジョンCM放送用動画の制作

- ・空き家の売り手買い手向けのスポットCM（15秒）を制作すること。
- ・映像や画像を交えたわかりやすい内容とすること。
- ・作成した動画は、県公式の YouTube チャンネル、TikTok、他 SNS 等で配信するため、これらの動画配信用に編集したものを県の指定する方法で納品すること。

#### （３）広報の実施

##### ① 各種SNSを活用した啓発

- ・制作した動画の視聴を促すため、上記のほか受託者自ら SNS 等のメディアを活用した配信を実施するなど様々な広報手段を提案し、実施するよう努めること。
- ・多くの視聴者の目に入るよう YouTube 内での広告を行うこと。
- ・広告は（２）の動画を使用することも可能とする。

（想定表示回数：約 248,000 回、想定再生回数：約 44,800 回とする。）

##### ② テレビジョン放送スポットCM

- ・受託者は、（２）により制作した動画によりCMを放送すること。
- ・放送局、放送時期、時間帯は、年末年始など施策の促進に効果的な広報になるよう配慮すること。（CM回数は36回以上とする。）

(4) その他

- ・広報資料等の作成のための情報や画像等は、受注者が自ら収集、作成するものとするが、必要に応じ県は協力する。

3 業務期間

契約の締結の日から令和7年3月14日（金）まで

4 事業報告

委託事業終了後、速やかに委託業務完了報告書（任意様式）を提出し、併せて以下を成果物として提出すること。

- 【提出物】
- ①委託業務完了報告書（任意様式）
  - ②広報用動画
  - ③広報実績のわかる資料

- 【納品方法】
- ①紙媒体 委託業務完了報告書及び広報実績のわかる資料 カラー版印刷1部
  - ②電子媒体 (1) 提出物①、③について格納したDVD-R等 1部  
※ファイル形式は、PDF形式及び山梨県のパソコンデータ編集が可能なワード、エクセル、パワーポイント等とする。  
(2) 広報用動画を格納したDVD-R等 1部

5 契約に関する条件等

(1) 成果品の利用

- ・本業務より制作された動画の所有者、著作権及びその他の権利は県に帰属するものとし、県は、県が主催する各種イベント等で放映する場合や県が管理する施設内、公共性が高いと判断される場所での放映、ウェブサイト等に随時使用、加工、複製できるものとする。

(2) その他

- ・本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- ・受託者は、本業務遂行中に知り得た情報を県の許可無く、他に利用し、又は漏らしてはならない。